岐阜市民病院臨床倫理委員会要綱

（平成10年10月 1日制定）

（目的）

第1条　岐阜市民病院臨床倫理委員会（以下「委員会」という。）は、岐阜市民病院に所属する者（以下「医療従事者」という。）が行う診療に関する医療行為及びその他の諸行為等臨床倫理的介入が必要な事案に関して、倫理的配慮の基に審査、助言等を行うことにより適正に実施することを目的とする。

（審査事項）

第2条　委員会は、次に揚げる事項等を倫理的観点及び科学的観点から、中立的かつ公正に審査する。

(1)　医療提供上、臨床的に倫理性が問われる事項。

(2)　医薬品の適応外使用に関する事項。

(3)　院内製剤に関する事項。

(4)　高難度手術や保険未収載の手技に関する事項。

(5)　臓器提供に関する事項。

(6)　その他日常における倫理的な事案について、委員会にて審議が必要と考えられる事項。

（組織）

第3条　委員会は、次に掲げる職にあるものをもって組織する。

(1)　副院長

(2)　事務局長

(3)　看護局長

(4)　薬剤局長

(5)　医療安全局長

(6)　内科系診療科部長

(7)　外科系診療科部長

(8)　倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者

(9)　前各号に掲げるもののほか、病院長が適当と認める者

2　委員長は、病院長が任命する。

3　前項第1号から第7号の委員は、委員長が選任し、病院長が任命する。前項第8号及び第9号の委員は、病院長が委嘱する。

4　委員は、男女各2名以上とする。

5　委員会はその所掌にかかる専門的事項を分掌させ、円滑に委員会の事業・任務を遂行するために次に掲げる専門部会を置く。

(1)　臓器提供検討部会

6　専門部会に専門部会長を置き、委員長が任命する。
7　専門部会に属すべき部会員は、専門部会長が選任し、委員長が任命する。
8　専門部会長は専門部会会務を掌握し、専門部会の経過及び結果を委員会に報告する。
9　専門部会の運営その他に関し必要な事項は専門部会の議を経て、専門部会長が定める。

（委員長）
第4条　委員長は、会務を総括する。
2　委員長が会務を総括できないときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
3　委員長が職務を継続できないときは、病院長が速やかに後任の委員長を任命する。

（任期）
第5条　委員長及び委員の任期は、3年とする。
2　委員長及び委員は、再任を妨げない。
3　欠員が生じた場合の委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）
第6条　委員会は、委員長が必要と認めるときは、随時開催することができる。ただし、次に掲げる要件の全てを満たさなければ会議を開くことができない。
(1)　委員の5名以上が出席していること。
(2)　第3条第1項第8号及び第9号に掲げる委員が1名以上出席していること。
(3)　男性及び女性の委員がそれぞれ1名以上出席していること。
(4)　医療従事者でない者を複数人含むこと。
2　委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
3　委員は、自己が関係する審査に加わることができない。
4　病院長は、委員会の審査及び意見の決定に参加できない。ただし、委員会における当該審査の内容を把握するために必要な場合は、委員会の同意を得た上で、その会議に出席することができる。
5　委員会は、審査の対象、内容等に応じて委員以外の有識者に意見を求めることができる。
6　委員会の審査は、全会一致をもって決定するよう努めなければならない。ただし、審議を尽くしても全会一致に至らない場合は、出席委員の3分の2以上の同意をもって承認することができる。

（申請手続き）
第7条　第2条に対する医療の現場で発生している倫理的な問題について審査を求める医療従事者は、各申請書（様式第1号から第4号）により病院長に申請するものとする。

（付議）
第8条　病院長は、前条に規定する申請書を受理したときは、委員会に対して審査を依頼し、意見を求めるものとする。

（緊急審査）

第9条　委員長は、緊急の審査が必要と判断した場合は、委員長がその都度指名した委員により、緊急の審査（以下「緊急審査」という。）を行うことができる。

2　緊急審査は、委員長の指名を受けた委員を招集し審査を行うもの又は書面にて審査を行うものとする。

3　委員長は、特に必要があると認めるときは、申請者の出席を求め、申請書に基づくヒアリングを行うことができる。また、委員長が指名した委員以外の有識者の意見を求めることができる。

4　委員会は、緊急審査の結果をもって委員会の審査とする。

5　委員長は緊急審査の結果について、委員会において報告するものとする。

（審査結果の通知）

第10条　委員長は、審査結果を病院長へ審査結果報告書（様式第5号）により報告するものとする。

2　病院長は、審査結果通知書（様式第6号）によりその結果を申請者に通知するものとする。

（実施報告）

第11条　診療科の長は、当該診療科において第2条第4項に関する高難度新規医療技術の承認を受けた医療を実施後、及び患者が死亡した場合その他必要とされる場合には、高難度新規医療技術実施報告書（様式第7号(その1)）または高難度新規医療技術実施に関する最終報告書（様式第7号(その2)）により病院長に報告するものとする。

（専門委員の委嘱）

第12条　専門の事項を調査検討する必要が生じたときは、委員会に専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、当該専門の事項に係る学識経験者の中から委員長が指名する 。

3　委員会は、必要に応じ、会議に専門委員の出席を求めることができる。ただし、専門委員は、審査に加わることはできない。

（審査書類の保存期間）

第13条　審査に関する書類の保存期間は、法令等に定めがある場合を除き、5年とする。

2　保存期間の起算日は、当該審査が終了した日等の属する年度の末日の翌日とする。

3　保存期間が満了した審査に関する書類について、更に保存する必要があると認められた場合には一定の期間を定めて当該保存期間を延長することができる。

（公表）

第14条　次に掲げるものをホームページで公表するものとする。

(1)　岐阜市民病院臨床倫理委員会要綱

(2)　委員名簿

（庶務）
第15条　委員会の庶務は、事務局において処理する。

（守秘義務）
第16条　委員及びその事務に従事する者は、その業務上知り得た情報を漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

（委任）
第17条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において決定する。

（要綱の改正）
第18条　この要綱の改正は、委員会において協議し、岐阜市民病院病院運営会議で承認を得る。

附　則
この規程は、平成10年10月1日から施行する。
附　則
この規程は、平成12年4月1日から施行する。
附　則
この規程は、平成20年6月10日から施行する。
附　則
この規程は、平成21年4月1日から施行する。
附　則
この規程は、平成22年4月1日から施行する。
附　則
この規程は、平成25年10月1日から施行する。
附　則
この規程は、平成27年6月26日から施行する。
附　則
この規程は、令和元年5月21日から施行する。
附　則
この規程は、令和3年7月28日から施行する。
附　則
この規程は、令和4年4月16日から施行する。
附　則
この要綱は、令和4年5月17日から施行する。
附　則
この要綱は、令和5年5月23日から施行する。